

せたがやインクルージョンプラン ―世田谷区障害施策推進計画― 《令和9年度～令和11年度》 の策定について（概要）

障害福祉部

- I せたがやインクルージョンプランの位置付けと
 区の総合的な計画との関係**
- II 現行（令和6年度～令和8年度）計画の基本理念等**
- III 次期計画検討にあたっての視点（案）等**
- IV 障害者（児）実態調査の実施**
- V 次期計画 策定スケジュール（案）**

I せたがやインクルージョンプランの位置付けと区の総合的な計画との関係

1 せたがやインクルージョンプランの位置付け

- ◎ 市町村障害者計画（障害者基本法）
- ◎ 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法）
- ◎ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法）

一体的に策定
(現行は3年間)

2 計画期間及び基本計画等との整合

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
せたがやインクルージョンプラン 《令和 6 年度～令和 8 年度》（3 年）			せたがやインクルージョンプラン 《令和 9 年度～令和 1 1 年度》（3 年）		
世田谷区基本計画（8 年）					
地域保健医療福祉総合計画（8 年）					

※令和5年に施行した、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を計画の施策展開の基礎とする。

II 現行（令和6年度～令和8年度）計画の基本理念等①

1 基本理念

障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支え合い選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

2 本計画期間における行動コンセプト

当事者の選択を支える

支援者等は、障害のある当事者の「選択」を尊重する施策の推進や「選択」を支える環境整備に向けて協力して取り組む。

また、当事者のライフステージや生活上の様々な場面において、意思決定支援に留意しながら複数の選択肢を提案するなど、当事者が自分らしい生活を「選択」するための支援に努める。

「選択」を支える環境整備

情報アクセスのしやすさ、体験や選択の機会の確保、多様な福祉サービスの整備、既存サービスでの障害児者の受入れ、再利用を尊重する仕組み、同性介助や多様な性（LGBTQ等）の尊重

「選択」するための支援

理解しやすい情報提供、選択肢を提示、選択の結果と選び直しを尊重

II 現行（令和6年度～令和8年度）計画の基本理念等②

3 施策展開の考え方（視点）

視点1 当事者参加

当事者の意思決定支援や主体的な参加を考慮しているか。当事者の希望や選択を考慮しているか。当事者と当事者以外の者（家族、地域、支援事業者等）との積極的理解につながるか。

視点2 相互理解

当事者と当事者以外の者（家族、地域、支援事業者等）との積極的理解につながるか。

視点3 担い手支援

支援の担い手（家族、支援事業者等）のうち特定の者に負担が偏っていないか。担い手の支援を考慮しているか。

4 基本目標と施策体系

基本理念と「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の具現化をめざすため、条例の章立てを基にした大項目（4項目）及び目的に応じて分類した中項目（14項目）により構成

大項目1 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消

大項目2 安心して暮らし続けることができる地域づくり

大項目3 参加及び活躍の場の拡大のための施策

大項目4 情報コミュニケーションの推進のための施策

Ⅲ 次期計画検討にあたっての視点(案)等

1 国の動向

国が令和7年度内の告示を想定している、基本指針に即して次期計画を策定する。

【参考：現行計画(第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画)における成果目標】

- ①施設入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③障害者の地域生活の支援
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 次期計画検討にあたっての視点(案)

◎引き続き「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を施策展開の基礎とし、障害者施策推進協議会での審議や自立支援協議会からの意見等を踏まえ、具体的な取り組みを検討していく。

◎現行計画策定時から課題とされている支援の検討(案)

- ・強度行動障害のある子や家族の支援
- ・障害福祉サービス等終了後の夕方の時間帯における支援
- ・医療的ケア児(者)、高次脳機能障害、発達障害等への支援の充実

Ⅳ 障害者（児）実態調査の実施

1 調査方法・対象

無記名・郵送方式による。（回答方法は、郵送及びオンラインを選択可）

（１）障害者・児編（区内在住障害者及び障害児を対象）： ５,５００人程度

（２）事業者編（区内障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援施設等事業所を対象）
： ３００か所程度

2 設問案（例）

（１）障害者・児編

- ・年齢 ・障害種別等の基礎情報 ・日常生活 ・主な介助者または支援者
- ・健康と医療 ・日中の活動 ・通園・通学・就労
- ・福祉の相談やサービス情報 ・障害理解、差別の解消や権利擁護 等

（２）事業者編

- ・事業所の所在地域 ・提供しているサービス等の基礎情報、事業経営の概要
- ・サービスの供給体制、サービスの質の向上のための取組 等

3 今後のスケジュール（予定）

令和７年１０月末～１１月	実態調査（障害者・児編、事業者編）	実施
令和８年 ３月	調査結果のとりまとめ	

V-① 次期計画 策定スケジュール（案）

令和7年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会						
区						
地域保健福祉審議会		諮問				
障害者施策推進協議会					審議	審議
自立支援協議会			意見提出 (一次)			意見提出 (二次)
障害者(児)実態調査等						
	障害者(児)実態調査 (1か月程度)					
国等の動き						基本指針 改正告示
	社会保障審議会障害者部会 審議・とりまとめ					

[illegible]